

中標津町介護予防・日常生活支援総合事業について（事業者向け）

1. 制度概要と当町の実施するサービスについて

介護予防給付のうち訪問介護サービスと通所介護サービス（以下、訪問・通所サービス）が「地域支援事業」へ移行されることになり、当町でも平成 29 年 4 月から実施します。

総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」から構成されますが、当町においては、訪問・通所サービスについては当面現行相当サービスのみの実施とし、多様なサービスについては、実施主体の環境が整備された段階で指定基準を含め、改めて検討します。

2. 対象者について

総合事業の対象者は、“要支援 1・2 の認定を受けた方”若しくは包括支援センターで実施する“基本チェックリストによりサービス事業対象者と判断された方”とされています。

事業所により実施する「介護予防・生活支援サービス事業」については、現在は“要支援認定者”のみを対象としています。

3. 予防給付から総合事業への移行のタイミングについて

平成 29 年 4 月以降、従来の介護予防訪問・通所介護給付から総合事業の訪問・通所サービスへ順次移行することとなります。

移行のタイミングについては、4 月 1 日以降の新規・更新申請についてはその認定期間から、3 月 31 日以前から認定期間がある場合については、4 月 1 日以降の更新・区分変更による認定期間からになります。

4. 事業所指定・報酬等について

①事業所指定について

経過措置として、平成27年3月31日以前から予防給付の事業所として指定を受けている事業所は、自動的に総合事業を行う事業所としてみなし指定を受けていることとなっています。

②サービスコードについて

事業所種別	みなし指定期間 (平成 30 年 3 月 31 日まで)	平成 30 年 4 月 1 日以降
訪問型サービス	A1	A2
通所型サービス	A5	A6

③指定基準・報酬単価等について

現行相当サービスに係る指定基準や報酬の算定方法・単価、利用者負担・限度額について、当町では全て現行の予防給付と同様の基準とします。